

平成24年12月14日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第5日）			
出席議員 (10名)	1番 原 田 希	2番 寺 崎 太 彦	3番 橋 本 重 雄
	4番 碓 勝 征	5番 林 眞 敏	6番 松 田 俊 和
	7番 岡 光 廣	8番 吉 富 隆	9番 中 山 五 雄
	10番 大 川 隆 城		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	教 育 長 矢動丸 壽 之	
	会 計 管 理 者 原 慎 義 幸	総 務 課 長 池 田 豪 文	
	企 画 課 長 北 島 徹	税 務 課 長 白 濱 博 己	
	住 民 課 長 江 頭 欣 宏	健康福祉課長 岡 義 行	
	振 興 課 長 兼 農業委員会事務局長	生涯学習課長 福 島 日出夫	
	教 育 課 長 小 野 清 人	文 化 課 長 原 田 大 介	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘	議会事務局係長 石 橋 英 次	

議事日程 平成24年12月14日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 意見書案第8号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）
- 日程第2 委員長報告第5号 決算特別委員会審査報告について
- 日程第3 討論・採決
- 日程第4 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時30分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 意見書案第8号

○議長（大川隆城君）

日程第1．意見書案第8号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

おはようございます。私のほうから意見書案第8号を申し上げます。

意見書案第8号

上峰町議会議長 大 川 隆 城 様

提出者

上峰町議会議員 碓 勝 征

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年12月14日 提出

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

2012年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な義務標準法の改正法も国会において成立した。これは30年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、少人数学級の推進にむけ、ようやくスタートを切ることができた。今回の義務標準法改正条文の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずること、措置を講じる際に必要な安定した財源を確保することも明

記された。今後、35人以下学級の着実な実行が重要である。

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げている。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加している。また、暴力行為や不登校・いじめ等、生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えている。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されている。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっている。また、三位一体の改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。

将来を担い、社会の基礎づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。こうした観点から、2013年度政府の予算編成において下記の事項が実現するよう、強く要望する。

期

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月14日

佐賀県 上峰町議会

内閣総理大臣	野田佳彦様
参議院議長	平田健二様
総務大臣	樽床伸二様
財務大臣	城島光力様
文部科学大臣	田中真紀子様

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、意見書案第8号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第8号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、意見書案第8号は可決されました。

日程第2 委員長報告第5号

○議長（大川隆城君）

日程第2．委員長報告、報告第5号 平成23年度上峰町一般会計及び平成23年度各種特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題といたします。

本件については、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。平成23年度決算特別委員会審査報告書を読み上げて、説明にかえさせていただきます。

報告第5号

平成24年12月14日

平成23年度決算特別委員会審査報告書

決算特別委員会

委員長 中山五雄

平成24年9月12日の本会議において、本委員会に付託された議案第42号 平成23年度上峰町一般会計歳入歳出決算、議案第43号 平成23年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第44号 平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第45号 平成23年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算、議案第46号 平成23年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算、以上5議案の決算認定について去る9月26日から9月28日までの3日間にわたり厳正なる審査を行い、監査委員の意見書及び執行部の内容説明を聞き、慎重な審査を行った結果、適正であることを認め全員賛成をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に審査の過程での意見及び要望等については以下のとおりです。

〔一般会計〕

総務課

- ・消防水利が不足している箇所については、設備充実に努めること。
- ・職員の時間外勤務手当は、実績に応じた支給を行うこと。
- ・災害時等の職員勤務手当支給を検討すること。

企画課

- ・庁舎南側駐車場については、賃借ではなく購入を検討すること。
- ・三連水車ウォーターランド江迎公園は、適切な維持管理に努めること。
- ・堀川金属跡地の維持管理は、適切に行い企業誘致に努めること。

税務課

- ・町税は貴重な自主財源であるので、滞納状況の分析等により徴収率向上に努め、安易な不納欠損処分は行わないこと。

住民課

- ・犬の所有状況を調査し、登録及び狂犬病予防注射の推進に努めること。
- ・騒音測定については、測定場所の変更や設置数の増加を検討すること。
- ・不法投棄物撤去を業者委託する際は、職員が立ち会うこと。

健康福祉課

- ・通学福祉バス運営費補助金は、対象経費の基準等を明確にすること。

振興課

- ・住宅使用料の滞納は、保証人への催告や住宅の明け渡し請求等、収納対策に努めること。
- ・県道神埼北茂安線拡幅工事については、県への働きかけを行い、早期完了に努めること。

教育課

- ・学校給食費の過年度分は、早期の徴収に努めること。
- ・小学校プールの夏休み中の開放を検討すること。

生涯学習課

- ・町民センターホールは、広報等によるPRに努め、利用促進を図ること。
- ・町民センターの町外使用料金見直しを検討すること。
- ・鎮西山キャンプ場は、管理運営等の方向性を示すこと。

文化課

- ・町内遺跡発掘受託事業の原因者負担分は、早期の徴収に努めること。
- ・八藤遺跡の公有化に向けた取り組みを進めること。

監査委員事務局

- ・監査委員報酬について、近隣町との均衡を図ること。

〔特別会計〕

国民健康保険特別会計

- ・国民健康保険税は、関係各課の連携を密にし、徴収に努めること。
- ・医療費適正化に努めること。

後期高齢者医療特別会計

- ・なし

土地取得特別会計

- ・なし

農業集落排水特別会計

- ・維持管理費は、使用料で賄えるように努めること。
- ・処理施設の維持管理については、周辺住民に迷惑がかからないよう十分考慮すること。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大川隆城君）

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第42号から議案第46号までの議案を一括して採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第42号から議案第46号については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第3 討論・採決

○議長（大川隆城君）

日程第3．討論・採決。

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度上峰町一般会計補正予算（専決第2号））の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第53号 上峰町暴力団排除条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号 上峰町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号 平成24年度上峰町一般会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 平成24年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。

す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号 平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号 平成24年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 土地の取得についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号 上峰町議会会議規則の一部を改正する規則の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号 上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第4 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（大川隆城君）

日程第4. 委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第73条の規定により、所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、本件につきましては委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして会議を閉じます。

平成24年第4回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。大変お疲れさまでございました。

午前9時53分 閉会

上峰町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上 峰 町 議 会 議 長 大 川 隆 城

上 峰 町 議 会 議 員 橋 本 重 雄

上 峰 町 議 会 議 員 碓 勝 征